

宇都宮市土地利用型農業生産施設等整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する土地利用型農業生産施設等整備事業補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、地域営農に取り組む営農集団等（以下、「営農集団」という。）及び土地利用型農業を目指す新規就農者（以下、「新規就農者」という。）に対し、機械導入に要する経費の一部を補助することで、地域水田農業の担い手となる認定農業者や営農集団を育成し、土地利用型農業の構造改革を進めることを目的とする。

また、大規模共同乾燥調製施設等の整備や既存施設の強化に要する経費の一部を補助することで、「新たな米政策」に対応し、米のばら出荷や、分別集荷による実需への有利販売を実現し、激化する産地間競争を勝ち抜くことを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、営農集団、認定農業者、認定新規就農者、新規就農者とは、次に定めるところによる。

(1) 営農集団

農業法人、農事組合法人、その他農業者の組織する団体とする。ただし、法人格を有しないものにあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのあるものに限る。

(2) 認定農業者

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)

第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者とする。

(3) 認定新規就農者

法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者とする。

(4) 新規就農者

18歳以上45歳未満で、新規に農業に従事して5年以内の者とする。

(交付の対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当し、事業ごとに別表1の補助対象者に該当する者とする。

(1) 市内に在住又は事業所が所在していること。

(2) 市税を滞納していないこと。

- (3) 宇都宮市暴力団排除条例（平成２３年条例第３７号）第２条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。

（補助金の額等）

第５条 補助金の交付の対象となる事業の内容，採択基準及び補助率は別表１に定める。ただし，補助金の額は，補助金の対象となる事業に要した経費に補助率を乗じた額とし，千円未満の端数があるときは，当該端数を切り捨てるものとする

（実施の申請）

第６条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，補助事業実施申請書に別に定める関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（実施の採択）

第７条 市長は，前条の申請があったときは，必要な調査を行い，事業の採択を決定し，補助事業採択通知書を申請者に通知するものとする。

（交付の申請）

第８条 前条の採択を受けた申請者は，補助金交付申請書に別に定める関係書類を添えて，市長に提出しなければならない。

- ２ 前項の規定は，前条の採択を受けた申請者が第１６条第１項の規定による承認を受けて行う申請について準用する。この場合において，前項中「補助金交付申請書」とあるのは「補助金変更交付申請書」と読み替えるものとする。

（交付の決定）

第９条 市長は，前条の申請があったときは，必要な調査を行い，補助金の交付を決定し，交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

- ２ 前項の場合において，市長は，必要があると認めるときは，補助金の交付に条件を付することができる。
- ３ 前２項の規定は，第８条第２項の規定により準用される申請に係る通知について準用する。この場合において，第１項中「交付決定通知書」とあるのは「変更交付決定通知書」と読み替えるものとする。

（交付決定前着手届）

第１０条 第８条の申請をした者は，やむを得ない事情により，補助金交付決定前に着手する必要がある場合には，交付決定前着手届を市長に提出し，その承認を受けて着手することができる。

(状況報告及び調査、指示)

第11条 第9条第1項により交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の遂行状況について、市長から報告を求められたときは、書面等において速やかに報告するものとし、市長は、必要に応じ実地調査するものとする。また、市長は、この報告等により適正に補助事業が遂行されていないと認められるときは、当該補助事業の遂行を指示するものとする。

(実績の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書に別に定める関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の実績報告があったときは、必要な調査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第14条 補助金の確定通知を受けた補助事業者は、補助金交付請求書に別に定める関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の請求があったときは、必要な調査を行い、補助金を交付するものとする。

(事業の変更、中止及び廃止)

第16条 補助事業者は、事業を変更（軽微な変更を除く。）、中止又は廃止する場合は、事前に計画変更等承認申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助目的の達成に支障がないと認められる範囲で行う事業計画の細部の変更及び、事業費の30%未満の増減又は補助金額の30%未満の減とする。

(事業の変更等による交付決定の取消等)

第17条 市長は、規則第8条に定めるもののほか、前条による申請があった場合は、第9条第1項に基づく交付決定を全部又は一部を取り消し、又は変更をすることができる。

2 市長は、前項の規定による取り消し等をした場合において、既に交付金が交付されている場合は、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第18条 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）のうち、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間をいう。）（以下「処分制限期間」という。）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供してはならない。

(財産処分の承認)

第19条 補助金の交付を受けた者は、処分制限期間内において、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書に別に定める関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による財産処分承認申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、必要に応じ条件を付して当該申請に係る財産処分を承認するものとする。

3 市長は、前項の規定により財産処分を承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができる。

4 市長は、前項の規定により返還を求めるときは、補助金返還請求書により期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

5 前項に規定する補助金の全部又は一部に相当する金額は、次の式により算定した額とする。

$$\text{取得財産に係る補助金の額} \times (\text{取得財産に係る処分制限期間} - \text{供用年数}) \div \text{取得財産に係る処分制限期間}$$

6 前項に規定する供用年数は使用に供した日から取得財産を処分する日までの年数をいう。なお、それぞれの年数に1年未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

(財産の管理等)

第20条 補助金の交付を受けた者は取得財産について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(状況報告及び立入検査)

第21条 市長は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認められると

きは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行の状況に関し、報告を求め、又は当該職員にその事業現場等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

この要綱は、令和6年4月1日一部改正し、同日から適用する。

この要綱は、令和7年4月1日一部改正し、同日から適用する。

土地利用型農業生産施設等整備事業採択基準

地域営農促進

補助対象者	農業協同組合，営農集団
補助率	市単：事業費の 3 / 10 以内 県単：事業費の 1 / 3 以内
導入機械	大型収穫機，大豆収穫機，田植機（8 条植え以上），水稻直播機，乗用管理機（ブームスプレーヤ・中耕培土機），トラクター，施肥播種機，農業用ドローン，その他
要件	○ 必須要件 ・ 農業法人，農事組合法人は，市内に事業所等を有する認定農業者又は認定新規就農者で，かつ，法第 19 条に基づく地域計画において目標地図に位置づけられた農業従事者が 3 人以上の組織であること。 ・ その他農業者の組織する団体は，市内に住所を有する構成員が 3 人以上の組織であり，当該構成員のうち 1 人以上は，市内に住所を有する認定農業者又は認定新規就農者で，かつ，法第 19 条に基づく地域計画において目標地図に位置づけられた農業従事者であること。 ・ 導入機械の利用面積が，市内の農地の概ね 10 ha 以上であること。 ・ 5 年以内に組織の経理を一元化する計画を持っていること。 ・ 農業用ドローンを導入する場合は，組織の構成員 1 人以上が「国土交通省航空局ホームページに掲載されている無人航空機の講習団体」の講習を受講すること。講習を受講済みである場合は，受講済みであることを確認できるものを提出すること。 ・ 経営面積は，自己所有地・借地・作業受託地の面積とする。ただし，借地は賃借契約又は利用権及び中間管理権設定契約を結んだもの，作業受託地は特定作業受託契約を結んだものであること。 ○ タイプ別要件（いずれかのタイプの要件を満たすこと。） ① 地域営農タイプ ・ 5 年以内に地域（1 集落もしくは 2，3 集落）の市内の水田の 60 % 以上を集積する計画を持っていること。

	・ 5年以内に地域の機械（コンバイン・田植機・トラクター・乾燥機）を50%以上削減する計画を持っていること。 ②受託組織強化タイプ ・ 5年以内に組織の構成員が、合計で38ha以上市内の水田を集積する計画を持っていること。
--	--

新規就農促進

補助対象者	新規就農者 (土地利用型農業の親元就農者又は農外就農者)
補助率	事業費の1/2以内 (上限300万円、一回限り)
導入機械	大型収穫機、大豆収穫機、田植機(8条植え以上)、水稻直播機、乗用管理機(ブームスプレーヤ・中耕培土機)、トラクター、施肥播種機、農業用ドローン、その他
要件	○ 必須要件 ・ 宇都宮市内で継続して就農すること。 ・ 法第19条に基づく地域計画において目標地図に位置づけられた農業従事者であり(予定も含む。)、5年後までに10ha以上の市内の水田を集積する計画を持ち、認定農業者を目指すこと。 ・ 農業用ドローンを導入する場合は、「国土交通省航空局ホームページに掲載されている無人航空機の講習団体」の講習を受講すること。講習を受講済みである場合は、受講済みであることを確認できるものを提出すること。 ・ 経営面積は、自己所有地・借地・作業受託地の面積とする。ただし、借地は賃借契約又は利用権及び中間管理権設定契約を結んだもの、作業受託地は特定作業受託契約を結んだものであること。

無人ヘリコプター

補助対象者	農業協同組合、農業共済組合等
補助率	市単：事業費の1/2以内(市長が必要と認めた額)
導入機械	無人ヘリコプター
要件	・ 宇都宮市を含む広域的な病虫害防除を行う目的であること。 ・ 広域的病虫害防除の実施区域として予定される町からも、一定額の補助が行われる予定があること。

施設

補助対象者	農業協同組合，営農集団
補助率	国費：事業費の1／2以内　　上乗せ市費：2／10以内 県単：事業費の4／10以内　　上乗せ市費：2／10以内
導入施設	大規模共同乾燥調製施設・大規模共同乾燥調製貯蔵施設・育苗センター等
要件	・ 国・県の定める要件を準用する。

※ 国庫・県単事業を実施する時は，国・県の定める要綱・要領等を準用する。

農業用ドローン講習費用

補助対象者	地域営農促進又は新規就農促進の補助対象者
補助率	講習費用の3／10以内　（上限9万円）
導入機械	無人ヘリコプター
要件	・ 「国土交通省航空局ホームページに掲載されている無人航空機の講習団体」の講習を受講すること。 ・ 農業用ドローンの購入に伴う講習受講に限る。

営農支援システムと連携して使用できる農業機械

補助対象者	地域営農促進又は新規就農促進の補助対象者
補助率	通常の機械導入にかかる費用との差額分に対しては補助率1／2以内とし，その他の費用については以下のとおりとする。 営農集団：3／10以内 差額分と合わせて上限350万円（1台限り） 新規就農：1／2以内 差額分と合わせて上限450万円（1台限り）
導入機械	営農支援システム※と連携して使用できる農業機械 ※衛星画像とAIで圃場の地力や生育のばらつき等进行分析し，適切な施肥と雑草防除等を行えるよう支援するシステム
要件	・ 営農集団，新規就農者はそれぞれ(1)地域営農促進，(2)新規就農促進の要件を満たすこと。 ・ 導入した農業機械を営農支援システムと連携して使用すること。 ・ 省力化，肥料・農薬使用量等の削減目標を設定すること。また，作業時間，収量・品質，肥料・農薬の使用量等について，機械導入前後の変化を導入の翌年，翌々年に報告すること。